



# 埼玉県報

第 3055 号  
平成 30 年(2018 年)  
11 月 16 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（雇用労働課）
- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

### 告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部を改正する告示（産業人材育成課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県立学校 35 校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 運転免許申請用複写機の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 河川法第 75 条第 3 項に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管の公示（川越県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県選管告示第 33 号中訂正 (選挙管理委員会)

# 規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

主として担当する 医師の氏名	
従業員の氏名、生年月日、 役職及び住所	別紙2のと

様式第六号（一）中

経歴	別紙1の とおり
----	-------------

を

主として担当する 医師の氏名	
-------------------	--

に改め、同様式中別紙二を削り、別紙一を別紙とする。

経歴	別紙の とおり
----	------------

様式第六号（一）中

自立支援医療を行うために 必要な設備及び体制の概要	別紙2のと
従業員の氏名、生年月日、役職及び住所	別

を

自立支援医療を行うために 必要な設備及び体制の概要	別紙2
------------------------------	-----

おり	
紙11のとおり	

のとおり

に改め、同様式の別紙十一を削る。

様式第7号 (1) 中

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
役員 の 氏名、生年月日、役職及び住所	

別紙2のとおり

別紙3のとおり

調剤のために必要な設備及び施設の概要

別紙2のとおり

「  
」

様式第7号 (1) 中

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
役員 の 氏名、生年月日、役職及び住所	

別紙2のとおり

別紙3のとおり

調剤のために必要な設備及び施設の概要

別紙2のとおり

「  
」

様式第7号 (1) 中

指定訪問看護事業者又は 指定居宅サービス事業者 番号	
役員 の 氏名、生年月日、 住所、 役職	別紙の

とおり

指定訪問看護事業者又は  
指定居宅サービス事業者  
番号

「  
」

様式第8号 (1) 中

指定訪問看護事業者又は 指定居宅サービス事業者 番号	
役員 の 氏名、生年月日、 住所、 役職	別紙の

--	--

とあり

を

「  
指定訪問看護事業者又は  
指定居宅サービス事業者番号

に改め、同様式の別紙を削る。

--

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十号

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

埼玉県職場適応訓練委託規則（平成二十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「雇対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第六十一号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三条第一項第六号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

様式第一号（一）中

雇用対策法施行規則第2条第2項	第2項
	1号・3号・4号・4号の2・5号・ 号の2・8号。

6号・7号・7

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項	第2項	1号・3号・4号・4号の2 1号・6号・7号・7号の
--	-----	-------------------------------

の2・5  
2・8号

に改める。

様式第一号（三）中

雇用対策法施行規則第2条第2項	その他
-----------------	-----

を

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項	その他	に改め
--	-----	-----

る。

## 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人古太萬の会

二 代表者の氏名

松浦 邦明

三 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市柏一丁目六番三号

四 失効日

平成三十年十一月十五日



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

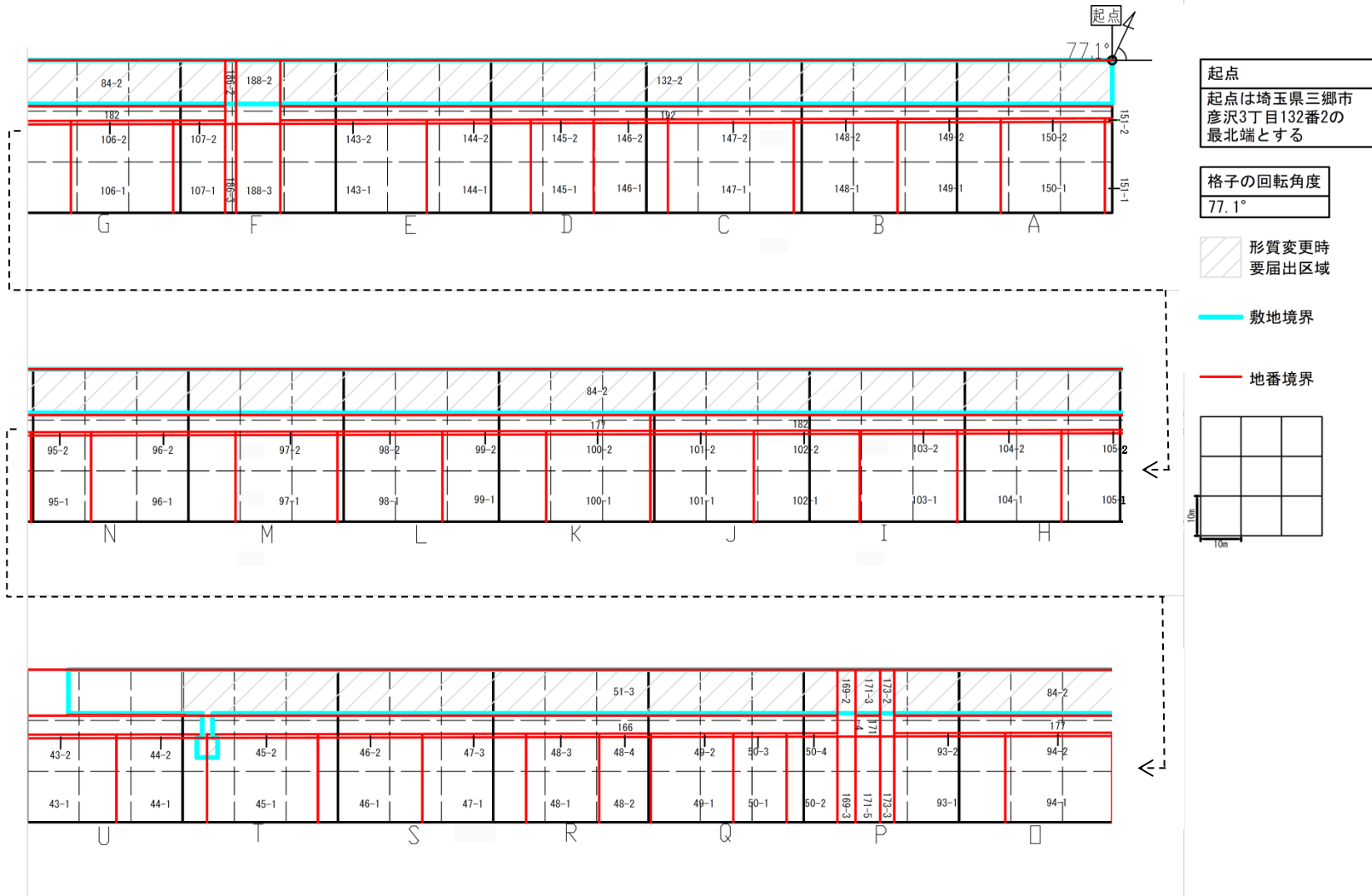
平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県三郷市彦沢三丁目四十四番一の一部、四十四番二の一部、四十五番一の一部、四十五番二の一部、五十一番三の一部、八十四番二の一部、百三十二番二の一部、百六十六番の一部、百六十九番二の一部、百七十一番三の一部、百七十三番二の一部、百八十六番二の一部及び百八十八番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第九号に該当する区域  
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

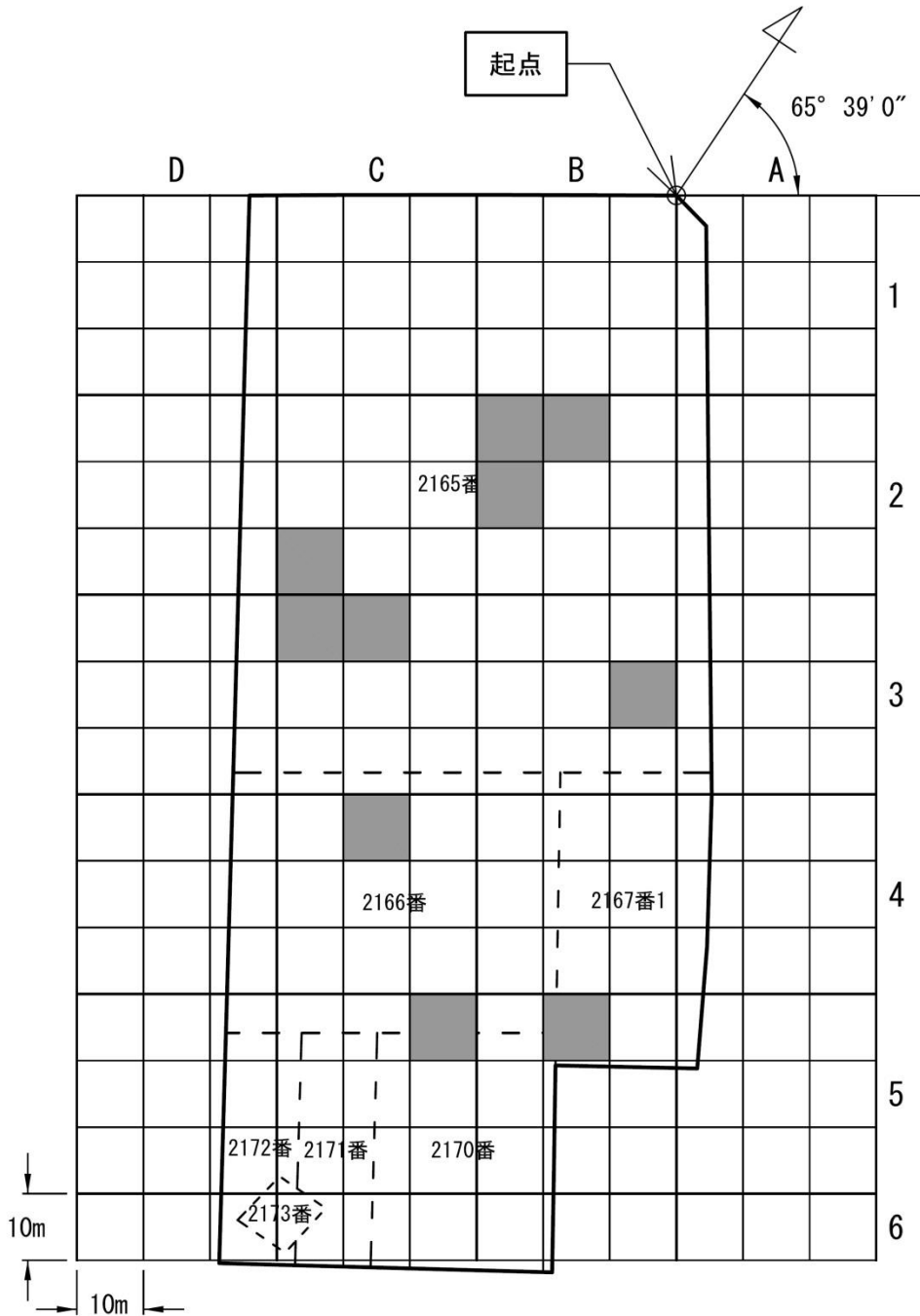
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市川岸三丁目二千百六十五番の一部、二千百六十六番の一部、二千百六十七番の一部及び二千百七十番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



**起点**  
 起点は埼玉県戸田市川岸三丁目2165番の最北端とする。

格子の回転角度 65° 39' 00"

- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 敷地境界
- 地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十九号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第千二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ新座店

埼玉県新座市栗原四丁目三十四番地一外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一三八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から翌午前零時十五分

（変更後）第一駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第三駐車場 午前八時四十五分から午後十時

### ハ 変更年月日

平成三十一年七月二日

### ニ 届出年月日

平成三十年十一月一日

### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十二号

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部を改正する告示

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程(平成二十三年埼玉県告示第三百五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号ロ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十三号

測量計画機関である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（二級、三級、四級基準点測量、出来形確認測量）

### 三 作業地域

上尾市西部

### 四 作業期間

平成三十年十一月二十二日から平成三十一年三月二十二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十四号

平成三十年埼玉県告示第九百七十二号で公示した公共測量は、平成三十年十一月七日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立学校35校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年9月13日

4 落札者の氏名及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

5 落札金額

227,775,240円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年8月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
運転免許申請用複写機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額  
40,681,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年7月24日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
121,305,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年8月28日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

路 線 名	さいたま東村山線
供用開始の区間	新座市野火止四丁目七七三番四三地先から同市野火止三丁目二三〇二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年十一月十六日
備 考	平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八二・六六メートル

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 新座市野火止四丁目七七三番四三地先から同市野火

止三丁目二三〇二番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年十一月十七日

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	鴻 巣 市 大 字 広 田 字 柳 原 三 六 二 一 番 一 地  先 か ら 同 市 大 字 赤 城 字 前 原 九 九 番 一 地	区  間
一 六 ・ 〇 〇 〇 〇 ・ 一 六	九 ・ 五 〇 〇 ・ 一 一 ・ 三 三 二	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
二 五 四 ・ 八 〇		延 長  (メ ー ト ル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字広田字柳原三六二一第一地 先から同市大字赤城字前原九九番一 地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月十六日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五四・八〇メートル</p>	<p>備考</p>



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 保管した工作物  
耕作の用に供した資材 一式
- 二 保管した工作物が設置されていた場所  
埼玉県狭山市広瀬一丁目地先（一級河川入間川の河川区域）
- 三 除却した日時  
平成三十年十月三十一日（水）午前十一時三十五分
- 四 保管を始めた日時  
平成三十年十月三十一日（水）午後二時三十分
- 五 工作物の保管場所  
埼玉県川越市大字小仙波九百八十九番地一地先 一般国道二百五十四号小仙波陸橋下
- 六 保管した工作物の返還
- イ 返還期限  
平成三十一年四月三十日（火）
- ロ 返還の申出先  
埼玉県川越市旭町二丁目十三番六号 埼玉県川越県土整備事務所管理担当  
電話〇四九―二四三―二〇二一
- ハ 返還に際しての留意事項
  - (1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県川越県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。
  - (2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 三〇五番一地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜三〇五番一地先 まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・二五 一・二・二〇</p>	<p>七・七五 九・七〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八六・二二</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>る。 歩道整備事業によ</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	熊谷市樋春字悪場南二〇七二番一五地先 から同市三本字三本原二一五八番一地先	区 間
一三・〇四〇一八・七七	八・〇九〇一一・一七	敷地の幅員 (メートル)
	二七七・七〇	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字桜沢字三反田九 五〇番一地从先から同町大字桜沢字 三反田九〇九番一地从先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字桜沢字三反田九 五〇番一地从先から同町大字桜沢字 三反田九〇九番一地从先まで</p>	区 間
<p>二二・三一 四五・八六</p>	<p>二五・六六 四五・八六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇三・二〇</p>	<p>一〇三・二〇</p>	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行



	第七号	指定番号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の年月日
指定の年月日	平成三十年十一月二日	指定に係る道路の位置
指定に係る道路の位置	和光市新倉一丁目三千七百二十五番一、三千七百二十五番二、三千七百二十五番五、三千七百二十五番六、三千七百二十五番七、三千七百二十五番十、三千七百二十五番十一、三千七百二十六番二、三千七百二十六番三、三千七百二十七番一、三千七百二十七番二、三千七百二十七番三、三千七百二十七番四、三千七百二十七番五、三千七百二十七番六、三千七百二十七番七、三千七百二十七番八、三千七百二十七番九の各一部及び四千九十二番二、三千七百二十七番二の各先	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇	



# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十年十一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	北本共済病院	埼玉県北本市大字下石戸下五一一番地一

## 正 誤

埼玉県選管告示第三十三号（平成三十年八月二十八日第三千三十二号）中訂正

二ページの次に次の二行を加える。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。